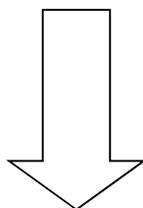


簡易裁判所判事選考手続の概要

簡易裁判所判事推薦委員会

- ◇ 各地裁に設置され、候補者が簡裁判事として適当か否かを審査
- ◇ 委員は8人（各地裁の所長・その他の判事，家裁の所長，地検の検事正，弁護士会長，学識経験者。東京地裁は12人で組織）



高裁長官を経て推薦

簡易裁判所判事選考委員会

- ◇ 最高裁に設置され、簡易裁判所判事推薦委員会が推薦した者の中から、簡裁判事の候補者の選考を行う。
- ◇ 委員は9人（裁判官3人，検察官1人，弁護士2人，学識経験者3人）
 - 第一次選考
 - ・ 筆記（論文式）試験
科目：憲法，民法，刑法，民事訴訟法，刑事訴訟法
 - 第二次選考
 - ・ 第一次選考合格者に対して，口述の方法により法律問題（民事及び刑事の法律学に関する学識・応用能力の考査）に関する試問
 - ・ 身上，経歴，適性等の一般的事項に関する試問
- ◇ 必要があると認めるときは，簡易裁判所判事推薦委員会が推薦した者以外の者の中から，簡易裁判所判事の候補者を選考することができる。